

郵政民営化委員会（第210回）議事要旨

日 時：令和2年2月28日（金）10：00～11：50

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：岩田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

金融庁 小長谷信用制度企画室長

総務省 高田貯金保険課長

日本郵政株式会社 市倉専務執行役、風祭執行役経営企画部長

日本郵便株式会社 小川執行役員、上尾崎執行役員

株式会社ゆうちょ銀行 志々見専務執行役、岸執行役

株式会社かんぽ生命保険 堀金取締役兼代表執行役副社長、宮本執行役経営企画部長

1. 議事

- ・郵政民営化法第120条第1項第8号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について
- ・「日本郵政グループの2020年3月期第3四半期決算等について」（日本郵政グループ）

2. 委員会での説明・意見等

- 郵政民営化法第120条第1項第8項等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について【資料210-1-1～2】

① 説明の概要

- ・資料に基づき、金融庁から内閣府令・総務省令案を説明。

② 委員からの意見等

- ・保険業高度化等会社の規制は、他の民間保険会社もかんぽ生命保険と同様なのか。
（⇒かんぽ生命保険については、保険業法上は、他の民間保険会社と同様に認可が必要であるほか、上乘せ規制として郵政民営化法の認可も必要となっている。）
- ・保険業高度化等会社というのは具体的には何を指すのか。フィンテックの定義は何か。
（⇒保険業高度化等会社とは、法律上、「情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」として、ある程度幅を持たせて定義されている。フィンテックとは何かということについて、法律で定義しているものはない。）

③ 決定事項

- ・内閣府令・総務省令については、当委員会に示された案のとおり改正することが適当との意見を取りまとめた。

- 日本郵政グループの2020年3月期第3四半期決算等について【資料210-2-1～5】

① 説明の概要

- ・資料に基づき、郵政グループから決算概要を説明。

② 委員からの意見等

- ・日本郵便の人員費の減少は、もっぱら営業手当の減少が原因か。
（⇒営業手当の減少が非常に大きいですが、荷物を中心に少し物量が減ったため、期間雇用を含めた社員数が減少したほか、人員配置の見直しによるコストコントロールを行うなど、その両面の要因で人員費が減少した。）
- ・トール社は人員費が高騰し、収益が悪化しているが、今後の見通しをどう考えているのか。
（⇒豪州は人員費が年平均2～3%上がっている状況である。また、子会社化する前の車両などの更新がなされておらず、そういったものを積極的に更新したことと経営改善策として取り組んできた共通事務経費の削減やICT投資の効果がまだ十分に表れていないためである。今後も状況は厳しいが、拠点の統廃合を含めた事業の見直しや成長の余地のあるアジアへの注力をするなど必要があると考えている。）

- ・ ECの増加など、近年の物流環境・顧客のニーズの変化に対応していくために、日本郵便において、研究開発や投資等を行っているか。
 (⇒ CtoC取引における差出の際の利便性向上や、事業者に対して上流工程サポートなどの課題解決型のサービス提供に取り組むとともに、AIによる配達ルート最適化等、デジタル技術の活用を通じて、物流分野の環境変化等に対応してまいりたい。)
- ・ 今後満期を迎える定額貯金に関し、どのような提案等をしていくのか。
 (⇒ 定額貯金の満期を迎えた顧客については、金利情勢や「貯蓄から資産形成へ」の流れもふまえ、NISA・iDeCoをはじめとした様々なご提案をしていきたいと考えている。)
- ・ かんぽ生命保険の今回の不適正事案への対応のため、コールセンターの増員などを行っていると思うが、その費用はどの程度になっているか。
 (⇒ 今第3四半期までに60億円使っており、年度末までに90億円になる想定。)
- ・ EV(エンベディッド・バリュー)の計算はいつできるようになるのか。
 (⇒ EVの計算の前提である、死亡率や金利水準は合理的に説明できるが、営業再開後の新契約量を合理的に説明できる状況にないため、1契約あたりの事業費を現時点では合理的な前提を置いて計算できる段階にない。このため、合理的な説明をできる状態になるまでは、EVの計算は難しい。)
- ・ 新型コロナウイルスについて、どのような対策を実施しているか。
 (⇒ 大規模な会議の自粛、時差出勤等のほか、本社を中心にテレワークを行っている。(現時点では、日本郵政グループ内に感染者はいない。今後、万が一、グループ内に感染者が発生した場合には、保健所の判断に従って適切に対応したい。))

－以上－

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があるので、御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。